

# 税理士法人 原会計事務所 原会計事務所だより



編集発行人  
税理士・行政書士  
ファイナンシャルプランナー  
宅地建物取引士  
ITコーディネーター

## 原 俊

本社 〒104-0032  
東京都中央区八丁堀4-13-1  
TEL:03-3552-5500(内) FAX:03-3552-5400  
市川支社 原行政書士事務所  
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6  
TEL:047-333-6666(内) FAX:047-333-8811  
喫茶 相続相談カフェ  
TEL:047-333-3344  
安藤会計支社 〒273-0002  
千葉県船橋市東船橋5-5-3  
TEL:047-424-5566(内) FAX:047-424-5744  
E-mail info@harakaikei.com  
URL http://www.harakaikei.com/



### 価格転嫁検討ツール 中小機構が無料公開

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）は、簡単な操作でコスト増加分の価格転嫁の必要性を可視化できるシミュレーションツール「価格転嫁検討ツール」を公表した。

同ツールは仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費などのコスト増加分の価格転嫁を考

えている中小企業を支援するもので、商品別（取引先別）の収支状況を確認しながら、

損益に大きく影響しているコストを見える化し、目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツール。パソコンから特設サイトにアクセスしてウェブ上で利用できる。登録は不要で、利用料も無料。

（価格転嫁検討ツール）  
https://kakakutenka.smrj.go.jp/index.html

### DX推進に関する調査 「取り組んでいる」4割

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）は、「中小企業のDX推進に関する調

査（2024年）」の結果を公表した。

同調査によると、DXに取り組んでいる企業（検討含む）は42.0%で前回調査（23年8月）より10.8ポイント上昇。業務の効率化やコスト削減・生産性向上などで成果を上げたとする企業が多かった。

具体的な取り組み内容は、「文書の電子化・ペーパーレス化」が57.6%で最も高い。次いで「営業活動・会議のオンライン化」「ホームページの作成」と続いた。「デジタル人材の採用・育成（16.9%）」は前回調査より2.5ポイント増加、「AIの活用

（14.3%）」は同0.8ポイント増加した。

### 外国人労働者が過去最高 12.4%増 230万人超える

日本で働く外国人労働者は去年230万人を超え、過去最多を更新したことが厚生労働省の調査でわかった。前年同月比で25万3912人、率にして12.4%増となり、12年連続で過去最多を更新した。

国籍別にみると、ベトナムが5万708人と最も多く全体の約4分の1を占め、次いで中国が40万8805人、フィリピンが24万5565人だった。

人手不足の解消につなげるため、2019年度に始まった制度で、建設業や介護など16分野で専門の技能があると認められる「特定技能」の在留資格で働く人は20万6995人だった。特に福祉や建設業の増加率が高くなっている。

### 関税



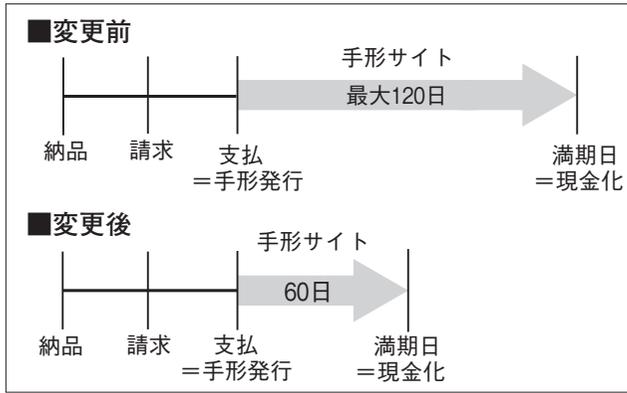
一般的に「関税」といった場合、輸入する際の税金（輸入関税）を指す。関税をかける目的は、主に自国製品の保護。自国の製品が高く、輸入製品が安ければ自国の製品が売れなくなり、国内産業がダメージを受けてしまう。それを回避するには安い輸入製品に関税をかけて、製品価格を自国製品と同等にするかそれ以上にすることがある。米国のトランプ大統領は、国内産業の保護を理由に、メキシコやカナダからの輸入品に25%、中国に追加で10%の関税を課すと表明した。関税を引き上げられた相手国が、報復措置として同様の関税引き上げに動くことが多く、貿易摩擦が進展する懸念がある。



# 約束手形のサイト短縮 発行から満期まで60日以内

## — 下請法の運用を変更

下請法（下請代金支払遅延等防止法）の運用が変更され、2024年11月以降、支払サイトが60日を超える約束手形による支払は、下請法に基づく行政指導や勧告の対象となりました。約束手形の支払期日の短縮は、中小企業のキャッシュフローを改善し、企業間取引の適正化を図る効果も期待されています。



約束手形は、振り出し（発行）を行う発注企業にとって、決済日まで支払いを猶予できるというメリットがあります。

一方、手形を受け取る側の企業は、決済日まで現金を受領できませんし、前倒して現金化すると割引料（手数料）がかかるため、実質的に売上が減少します。

長期の手形サイトが中小企業の資金繰りの負担となっている実態を踏まえ、中小企業庁では、昨年11月、約束手形に関する下請法の運用を60日以内に改正しました。これまで手形を発行してから決済までの期限を最大120日以内としましたが、これを60日以内に短縮しました。

### ■60日超は行政指導の対象に■

そのうえで、サイトが60日を超える手形等は、下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして行政指導の対象とする運用の見直しを行いました。

また、中小企業の資金繰りと取引の適正化の観点から、中企業庁では、事業者団体や金融機関に下記の事項を要請しています。

- ・ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを60日以内とすることに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の三者契約によることを徹底すること。
- ・下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払いをできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払い手段の適正化に努めること。

とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払い手段の適正化とともに、前払い比率、期中払い比率をできる限り高めるなど、支払い条件の改善

### ■発注企業側の対応■

発注企業においては取引先との契約内容を改めて見直し、新たな規定に則った契約条件を整備する必要があります。今回、手形サイトが60日を超える手形を交付することで行政指導の対象となるのは下請法の適用対象となる取引に限られますが、事業者の資金繰りや取引の適正化の観点から、下請法の適用対象外の取引を含めたサプライチェーン全体での手形サイトの短縮化や支払手段の現金化の取り組みも必要といえます。

中小企業庁の調査によると、2023年度に発行された約束手形のうち、決済期間が90日を超えていたのは46%。このうち、120日超も8%を占め、多くの約束手形で長期の決済期間が設定されていました。

支払いサイトの短縮は、受け取る側の中小企業にとっては経営面でプラスに作用しますが、手形を振り出す企業にとっては、早期決済で資金繰りがタイトになり、借入金が必要になるケースも想定されます。決済期間の短縮化に伴い、これまで以上にスムーズな運転資金の確保が求められます。

# 令和7年注目の大型補助金 「中小企業成長加速化補助金」とは 売上高100億円を目指す中小企業を支援

物価高やエネルギー高、構造的な人手不足など、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、企業の「稼ぐ力」を強化することが求められています。そこで、中小企業の持続的な成長を促進する事を目的に様々な補助金による支援策が講じられていますが、その中でも特に注目されているのが、令和7年に新設されることになった「中小企業成長加速化補助金」です。

そこで今号では、現時点（令和7年1月末現在）で明らかとなっている本補助金の概要についてまとめました。

## ■中小企業成長加速化補助金の目的・公募スケジュール

「中小企業成長加速化補助金」とは、売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業で大胆な設備投資等を行う事業者に対して、事業に要する経費の一部を補助することで、物価高への対応や賃上げ原資の確保、そして持続的な賃上げを実現することを目的とする補助金です。

本補助金は、令和6年度補正予算に盛り込まれたもので、「持続的な

賃上げを実現するための生産性向上・省力化・成長投資支援」の1つとして創設されました。原則、令和8年度末までに計3回程度の公募が予定されており、全体で約600件の補助金交付を想定しています。

中小企業庁HPに掲載されているリーフレットによると、第1回目の公募要領の公開は令和7年3月頃、申請受付開始は同年5月頃、公募締め切りは同年6月頃、交付候補者決定（採択発表）は同年8月頃になる予定です。

## ■補助対象者

補助対象者は、「売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業」となります。ここで言う「目指す」とは、単なる意気込みや主張ではなく、広く外部に対して「宣言」すること（※詳細は次頁）が必要とされています。

## ■補助事業の要件

補助金の申請には、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 中小企業者であること
- ② 投資額が1億円以上（税抜き）であること

※ 投資額とは、建物費、機械装置等費、ソフトウェア費の補助対象経費の合算金額のことで、外注費、専門家経費等は含めません。

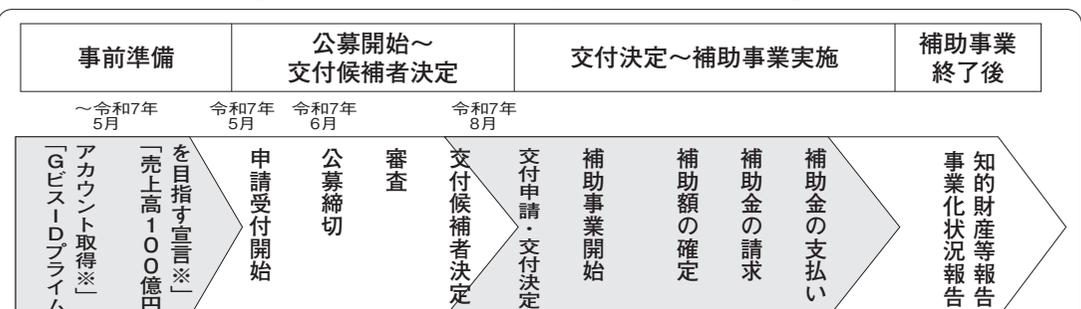
※ 投資場所が複数地域になる場合も対象となりますが、補助事業の目的・内容が一体的であることが必要です。

- ③ 「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること

- ④ 一定の賃上げ要件等を満たす補助事業終了後3年間の事業計画書を策定し、実行すること 等

なお、申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。

## 事業スキーム：第1回公募スケジュール（予定）



※申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。GビズIDについてはこちら <https://gbiz-id.go.jp/top/>  
 ※売上高100億円を目指す宣言：中小企業が、自ら「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト（令和7年春頃開設予定）上に公表するものです。

### ■補助対象経費

補助金が交付される対象経費として、①**建物費**（工場・物流施設の建設費用、増改築費用、建物付帯設備の工事費用など）、②**機械装置等費**（生産設備、検査装置、自動化機器、搬送装置などの購入・設置費用）、③**ソフトウェア費**（生産管理システム、在庫管理システムなどの導入費用）、④**外注費**（製品開発や設計などに係る外注費用、システム開発の委託費用など）、⑤**専門家経費**（コンサルタントなどの専門家への相談費用）の5つの費目が現時点で示されています。

### ■補助上限額・補助率

補助の上限額は5億円、補助率は2分の1となります。例えば、税別5億円の建物を建設する費用を補助対象とした場合、2分の1にあたる2億5千万円を補助金として交付申請することになります。

### ■補助事業実施期間

補助事業の実施期間は、交付決定日から2年（24カ月）以内です。したがって、この期間内に、計画された設備投資や事業活動を完了させる必要があります。

### ■「売上高100億円を目指す宣言」とは

補助金を申請する上で必要となる「売上高100億円を目指す宣言」とは、中小企業が「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を自ら宣言し、ポータルサイト（令和7年春頃開設予定）上に公表をするというものです。

宣言の内容・詳細については現在検討中ですが、①企業の現状（足下の売上高、賃上げ等企業目標、課題等）、②売上高100億円の実現のための目標（売上高成長目標、期間、プロセス等）、③売上高100億円の実現に向けた具体的措置（生産増強、海外展開、M&A等）、④実施体制、⑤経営者のコミットメント（経営者自らのメッセージ）などが案として示されています。

中小企業成長加速化補助金が目標とする「売上高100億円」。日本経済を力強く牽引する企業として、100億円企業は1つの目安となる企業規模です。ポテンシャルはあるものの、成長の機会を得られていないといった中小企業の飛躍を後押しする補助金として注目されます。

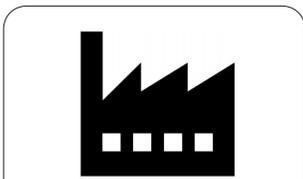
## ■中小企業成長加速化補助金■

～令和7年3月 第1回公募要領公開予定～

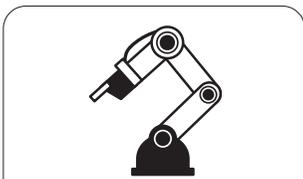
### 補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助上限額	5億円（補助率1/2）
補助事業実施期間	交付決定日から24カ月以内
補助事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）</li> <li>「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること</li> <li>その他、賃上げ要件など</li> </ul>
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

### 活用イメージ



工場、物流拠点  
などの新設・増築



イノベーション創出  
に向けた設備の導入



自動化による  
革新的な生産性向上

※補助金制度の具体的内容については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。最新情報につきましては、中小企業庁 HP をご参照ください。



# 中小企業の賃上げ動向 今年も高水準の見通し

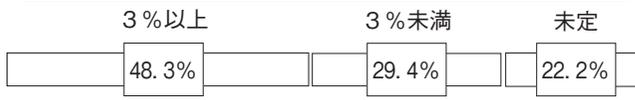
## 2025年春闘スタート

2025年の春闘がスタートしました。連合は、ベースアップ相当分として3%以上、定期昇給分を含めて5%以上の賃上げを目標としています。実質賃金のマイナスが続く中、今年も高水準の賃上げが継続される見通しで、中小企業の賃上げがどこまで広がるかが焦点となっています。

### 賃上げ実施予定企業の割合 (2025年度意向)

全体	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業
	55.7%	54.3%	55.1%	34.1%	45.1%
48.5%	従業員101人以上		従業員10~100人		従業員9人以下
	58.9%		61.2%		31.7%

### 給与総額の引き上げ率の分布 (2025年度意向)



出典：日本商工会議所「早期景気観測 (2024年12月調査結果)」

#### 労働組合の中央組織「連合」は、

2025年の春闘において、ベースアップ相当分として3%以上、定期昇給分をあわせて5%以上、中小企業の労働組合については、さらに1%以上を上乘せし、6%以上の賃上げを目標とする方針を決定しました。連合が公表した2024年春闘の最終結果によると、平均賃上げ額は1万5281円(前年1万560円)で、平均賃上げ率は5・10%でした。5%の大体に乗ったのは、1991年以来実に33年ぶりのことです。

#### 〈中小企業の賃上げ状況〉

2024年の中小企業の賃上げ状況をみると、妥結額の加重平均は1万712円となり、アップ率は4・1%となりました。アップ率を企業

規模別にみると、「3000~5000人未満」(4・43%)は4%台となりましたが、「1000~3000人未満」(3・67%)と「1000人未満」(3・59%)では3%台となっています。

#### ■実質賃金の動向

物価高騰が続く中、懸念材料となっているのが実質賃金の動向です。厚生労働省が本年2月に公表した2024年の「毎月勤労統計調査(従業員5人以上の事業所)」によると、物価変動を考慮した1人当たりの実質賃金は、前年比0・2%減で3年連続のマイナスとなりました。

名目賃金に当たる現金給与総額は、33年ぶりの高い増加率だったものの、家計を圧迫している物価高に賃上げが追い付かずプラスには届きませんでした。2024年の月平均の現金給与総額は34万8182円で4年連続の前年比プラス。増加率は2・9%で、1991年以来の高い伸びとなりましたが、消費者物価指数が3・1%上昇したため、実質賃金は減少しました。

物価上昇率を上回る賃上げが実現しなければ、実質的な購買力は低下し、個人消費を押し下げます。今年

は、この実質賃金ベースにおいてプラスとなるのが大きな焦点となっています。

#### ■25年度の中小の賃上げ予定

日本商工会議所は、2025年度の中小企業の賃上げに関する調査結果を発表しました。回答企業の48・5%が賃金の引き上げを予定する一方、「賃上げしない予定」が25・3%、「現時点では未定」も26・1%に上りました。

業種別にみると、建設業や製造業、卸売業は半数以上が賃上げ予定とする一方、小売業やサービス業では賃上げに慎重な姿勢が目立っています。賃上げ予定の企業に25年度の賞与を含む給与総額の引き上げ率を尋ねたところ、「3%以上」との回答が48・3%。このうち「5%以上」は全体の11・2%。「3%未満」は29・4%で、「未定」は22・2%。

賃上げを継続するには、エネルギーコストや労務費などの価格転嫁を一層進めることが重要ですが、中小企業も「稼ぐ力」をつけることが欠かせません。価格転嫁や生産性の向上をどう進めていくか、2025年は中小企業にとって正念場の年になりそうです。



# 令和5年分「国外財産調書」提出件数・総額が過去最高

国税庁は先般、国外に5千万円超の財産を持つ人に提出が義務付けられている「国外財産調書」の令和5年分の提出状況を公表しました。

## 有価証券が全体の6割

それによると、同年分の国外財産調書の総提出件数は1万3243件（前年より749件増）、総財産額は6兆4897億円（同7675億円増）にのぼり、いずれも過去最高となりました。

国外財産の内訳では、「有価証券」が4兆905億円でも最も多く、次いで「預貯金」8479億円、「建物」5064億円などが続いています。

総財産額のうち約6割を有価証券が占めている背景には、株高や円安が影響しているとみられています。

国外財産調書制度では、その年の12月31日において保有する国外財産の合計額が5千万円を超える居住者は、財産の種類・数量・価額などの必要事項を記載した国外財産調書を翌年の6月30日までに税務署長に提出しなければなりません。

本制度は、適正な提出を確保する観点から、加算税の軽減措置（提出された調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときは加算税を5%軽減）や、加算税の加重措置（調書の提出がない場合または提出された調書に記載すべき国外財産の記載がなく、その国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときは加算税を5%加重）などのインセンティブ措置が設けられています。

令和5事務年度においては、軽減措置は168件、加重措置は303件の適用がありました。

## 外国税務当局との情報交換

近年、経済取引のグローバル化や資産の保有・運用形態の複雑化などを背景に、各国の税務当局間で非居住者の金融口座情報（CRS情報）の交換が積極的に行われています。

令和5事務年度は、国税庁が93カ国・地域の税務当局から入手した日本居住者の金融口座情報は約246万件でした。

## 3月の税務と労務

### 税務

- ★前年分所得税の確定申告  
申告期間…2月17日から3月17日まで  
納期限…3月17日
- ★所得税確定損失申告書の提出期限…3月17日
- ★前年分所得税の総収入金額報告書の提出  
提出期限…3月17日
- ★確定申告税額の延納の届出書の提出  
申請期限…3月17日 延納期限…6月2日
- ★個人の青色申告の承認申請  
申請期限…3月17日（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
- ★前年分贈与税の申告  
申告期間…2月3日から3月17日まで
- ★個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告  
申告期限…3月17日
- ★2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…3月10日
- ★個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告  
申告期限…3月31日
- ★1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…3月31日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…3月31日
- ★法人・個人事業者（前年12月分及1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…3月31日
- ★7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…3月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…3月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…3月31日

### 労務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…3月31日

政府は、「下請け」という名称が発注者と受注者の上下関係イメージさせるとして、「中小受託事業者」という用語に改める方針です。下請法でも同様の改正を行い、法律名も改称する予定です。発注企業と受注企業の対等な関係づくりを促す目的です。▼発注元の大手企業が「親」、受注側の中小企業は「下請け」と呼ばれています。この「下請け」という名称そのものが、意図せずに主従関係、差別意識を生んでしまい、不公

## 「下請け」の名称変更

正な取引を助長してきた側面もあります。▼公正取引委員会の調査によると、下請け企業はコスト上昇分の半分程度しか価格転嫁できておらず、全く転嫁できていない企業も2割程度あります。労務費や原材料価格の上昇分を取引価格に上乗せする価格転嫁を進めなければ、賃上げ原資の確保につながりません。▼大切なのは、名称変更に呼応する形で大企業と中小企業が真のパートナーシップを構築できるかどうかです。